

平成 29 年 12 月吉日

一般社団法人日本周産期・新生児医学会
有権者各位

一般社団法人日本周産期・新生児医学会
選挙管理委員会
委員長 中林 正雄

平成 29 年度「評議員選挙 投票」に関する通知(選挙公示)

本学会の定款に従い、評議員選出のための選挙を行います。下記事項をご一読の上、評議員選出の投票をお願いいたします。

投票期間:平成 30 年 1 月 10 日(水)10 時~1 月 31 日(水)15 時まで

[記]

1. 選挙の案内について

(1)選挙権者には 12 月発送の機関誌に、「評議員選挙用資料在中」の茶封筒が同封されています。その中には、以下の 4 種類の書類が同封されていますので必ずお読みください。

① 選挙公示、②電子投票用パスワードと会員番号・ホームページへのログインパスワード、③電子投票の方法について、④立候補者名簿

(2)1 月にホームページへ①、③、④を掲載し、「電子投票」のボタンを設置します。

2. 今回の選挙について

(1)選挙権を有する者は、定款施行細則第 20 条に基づく一般会員とします。

(2)評議員の選出にあたっては、「立候補者名簿」を選出資料とします。

(3)「評議員定数」および「直接選挙定数」は、次頁の一覧表「評議員の定数」に掲載しています。

3. 投票にあたって留意すべき事項

(1)投票方法は、学会ホームページ上での電子投票となります。

(2)対象領域と投票できる人数は、A領域 10 名、B領域 10 名、C領域 2 名の候補者に投票できます。最大で 22 名に投票でき 0 名(白票)での投票もできます。

(3)1 票の投票は領域により 2 種類のカウントとなります。自分と同じ所属領域に投票した場合は 1 票としてカウントされ、他領域に投票した場合は 3 分の 1 票としてカウントされます。

(4)得票数が同数の場合は、定款にしたがい年長者を当選者とします。

(5)電子投票は、無記名投票となるシステムになっています。

(6)具体的な投票方法については「③電子投票の方法について」を参照してください。

4. 開票について

- (1) 開票は選挙管理委員会の責任において行い、会員に対して公開で行います。
- (2) 開票に立会いを希望する場合には、平成 30 年 1 月 26 日(金)までに事務局に申し出て
ください。(申込多数の場合は、抽選とさせていただきます)
- (3) 開票日時:平成 30 年 2 月 5 日(月)18 時より
- (4) 開票場所:東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内
一般社団法人日本周産期・新生児医学会 事務局 2階会議室

5. 選挙に関する問合せ先

お問合せの際は、書面(E-mail, FAX)をもって行ってください。

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町 2-30 メジカルビュー社内
一般社団法人日本周産期・新生児医学会 選挙管理委員会宛
TEL 03(5228)2074 FAX 03(5228)2104
E-mail: senkyo@jspm.org

6. その他

(評議員の定数について)

- ・評議員の定数は評議員選出を行う前年の 11 月 1 日現在の定款施行細則第 4 条に定める 1 年会員を除く一般会員数を基準とし、A(産科)領域、B(小児科)領域、C(小児外科、麻酔科など A・B 以外の科)領域の各会員数 25 名につき 1 名の割合とし、会員数に 25 名未満の端数を生じた場合は、13 名を超える時に 1 名を加えるとの規定(定款施行細則第 13 条第 2 項)により、今回の評議員の定数は下記の通りとなります。

◇評議員の定数(平成 29 年 11 月 1 日の一般会員数より算出)

	一般 会員数	評議員 定数	理事会推薦 定数(15%)	直接選挙 定数	現評議員 総数
A 領域(産婦人科)	4,836	193	29	164	160
B 領域(小児科)	3,037	121	18	103	117
C 領域(小児外科他)	724	29	4	25	25
合計	8,597	343	51	292	302

- ・理事会推薦評議員の選出は、選挙で選ばれた新理事予定者が、定時総会 1 か月前までに行います。(定款施行細則第 13 条第 5 項)
- ・選挙により選出される評議員の定数が満たない場合は、選挙によって選ばれた新理事予定者が、定時総会 1 か月前までに欠員を補充します。(定款施行細則第 13 条第 7 項)

以上